山田町立図書館資料選定基準

令和７年３月４日教育長決裁

（目的）

第１　この基準は、山田町立図書館資料収集方針（令和７年３月４日教育長決裁）に基づき、資料選定に係る基準を定めるものである。

（一般図書）

第２　児童図書以外の図書（以下「一般図書」という。）の共通基準は、次のとおりとする。

(1) 山田町立図書館の奉仕機能を果たすため、調査研究、貸出し及び読書相談に必要な各分野の基本的資料（事典、辞典、便覧、白書、年鑑、年表、統計、法令、書誌、入門書、概説書、全集等）を幅広く選定する。

(2) 利用頻度にかかわらず、資料的価値が高く、公共図書館として保存の必要があると認められる資料は努めて選定する。

(3) 各分野の主な受賞作品は、優先的に選定する。

(4) 読書推進運動協議会等関連団体の推薦図書は、積極的に選定する。

(5) 次の資料は、原則として選定の対象としない。

ア　極めて高度な専門的資料、学術書

イ　学習参考書、各種試験問題、テキスト類

２　一般図書の主題別基準は、次のとおりとする。

(1) 総記（情報科学、そう書等）

ア　情報科学、コンピュータに関する資料は、最新情報に留意して選定する。

イ　そう書は、一定の評価のある資料を中心に選定するよう努める。

ウ　論文集、評論集等の資料は、著名な者、団体によるものを中心に、精査して選定する。

エ　団体等に関する資料は、国内の著名な学術研究機関、文化交流機関等の組織、活動内容が概観できるものを中心に精査して選定する。

(2) 哲学（哲学、心理学、倫理学、宗教等）

哲学各論、東洋思想、西洋哲学に関する資料は、入門書、解説書、研究書、主要な哲学者の著作などを精査し、各分野を体系的に選定するよう努める。

(3) 歴史（歴史、伝記、地理等）

ア　歴史に関する資料は、各時代、各地域のものを幅広く選定する。
イ　伝記に関する資料は、各分野の主要な人物を中心に多様な視点で選定する。
ウ　地理に関する資料は、各地域のものを幅広く選定する。
(4)　社会科学（政治、法律、経済、統計、社会、教育、風俗習慣等）
各分野の最新情報に留意し、今日の諸問題の理解に役立つ資料を選定するよう努める。
(5)　自然科学（数学、理学、医学等）
各分野の最新情報に留意し、入門書、概説書を中心に選定する。
(6)　技術（工学、工業、家政学等）
ア　各分野の最新情報に留意し、入門書、概説書を中心に選定する。
イ　料理、衣服等に関する資料は、実用的なものも選定するよう努める。
(7)　産業（農林水産業、商業、運輸、通信等）
ア　各分野の最新情報に留意し、入門書、概説書を中心に選定する。
イ　園芸、ペットの飼育等に関する資料は、実用的なものも選定するよう努める。
(8)　芸術（美術、音楽、演劇、スポーツ、諸芸、娯楽等）
ア　入門書から専門的資料まで幅広く選定する。
イ　美術作品集は、芸術性や記録性に留意して、国内外の著名な作品を中心に選定する。
ウ　スポーツ、体育に関する資料は、各競技の歴史、代表的な人物の伝記資料、研究書及び最新のルール解説等を中心に選定する。
エ　漫画は、原則として学習漫画及び著名な文学賞受賞図書など資料的価値のあるものを除き収集しない。ただし、寄贈を受けることとなった場合は、この限りでない。
(9)　言語
ア　各分野を体系的に選定する。
イ　辞典は、一定の評価のある資料を選定するよう努める。
ウ　語学学習、話し方等に関する資料は、実用的なものも選定するよう努める。
(10)　文学
ア　古典から現代作品まで幅広く選定する。
イ　全集は、一定の評価のあるものを中心に選定するよう努める。
ウ　主要な文学賞受賞作品など一定の評価のあるものは選定するよう努める。

（児童図書）

第３　児童図書（絵本、児童文学、童話、紙芝居等）の基準は、次のとおりとする。

(1) 絵本は、子供の知的、情緒的経験を広げ、想像力を養うことができる作品を基本に、各種の受賞作品など一定の評価のあるものを精査して選定する。

(2) 児童文学、童話は、社会生活を送る上で必要な知識を身につけ、感性及び表現力を磨き、想像力を養うことのできる作品を中心に選定する。

(3) 年齢、発達段階に応じて内容が正確で理解しやすいものを選定する。

(4) 郷土、先人に関する研究、調べ学習等に役立ち、子供の知的好奇心に応えることができる資料を選定する。

(5) 読書感想文コンクールの課題図書等は、積極的に選定する。

(6) 児童文学の研究書、読書活動の推進に関する図書は、積極的に選定する。

(7) 読み聞かせなどの読書運動を支援する図書は、積極的に選定する。

（逐次刊行物）

第４　逐次刊行物（新聞、雑誌等）の基準は、次のとおりとする。

(1) 新聞は、主要な全国紙、地方紙を中心に選定する。

(2) 雑誌等は、各分野において主要なものをそろえるほか、児童向けのものも選定する。

（視聴覚資料）

第５　視聴覚資料は、録音、映像などの文字以外の表現方法で記録されたＣＤ、ＤＶＤ等で、いずれも図書館における保存及び利用が可能なものを収集する。

２　音楽資料は、国内外の著名な作品を中心に資料的価値のあるものを集する。

３　映像資料は、歴史的、文化的、記録的価値の高いものを中心に選定する。

４　児童向けの資料は、児童の成長、学習に役立つ評価の高いものを収集する。

（地域資料）

第６　地域資料の範囲は、次のとおりとする。

(1) 山田町に関する資料は、可能な限り選定する。

(2) 近隣市町村、岩手県に関する資料は、基本的資料、歴史的資料を

中心に選定する。

２　地域資料の種類は、次のとおりとする。

(1) 郷土資料（地方史誌、民俗資料、伝記資料等）

(2) 行政資料（議会議事録、統計書、事業報告書等）

(3) 郷土出身者の著作

(4) 逐次刊行物

(5) 視聴覚資料

(6) その他

３　その他記録媒体の違う地域資料は、必要に応じて収集することとする。

（補則）

第７　この選定基準の運用に当たり必要な事項は、別に定める。

附　則

この基準は、令和７年４月１日から施行する。